

市民事業支援補助金における課題について（案）

1 都市部における普及啓発・教育事業への支援

(1) 当制度における普及啓発・教育事業の位置付け（平成19年度「市民事業等支援制度最終報告書」から抜粋）

県民主体の取組を推進するためには、県民が水源環境の現状について知り、関心を持つことが必要である。実行5か年計画の特別対策事業には、普及啓発・教育活動は含まれていないが、現場において自ら体験することや実際に活動しているNPO等の話を聞くことは、県民主体の取組を推進する効果が期待できることから、水源保全地域における水源環境保全・再生活動のプログラムやその活動経験に基づく学習プログラムが盛り込まれている普及啓発・教育活動を支援の対象とする。

(2) 課題

水源保全地域以外の地域において、普及啓発・教育事業区分における申請件数が少ない。

普及啓発・教育事業補助事業者数

年度	補助事業者数	
	普及啓発・教育事業	左記のうち、水源保全地域以外での活動
H20年度	7 団体	1 団体 (活動場所：横浜市及び川崎市)
H21年度	7 団体	0 団体

(3) 想定される原因

- ・水源保全地域以外の地域において、補助対象事業の要件（水源保全地域における水源環境保全・再生活動のプログラムやその活動経験に基づく学習プログラムが盛り込まれていること）を満たす団体自体が少ない。
- ・普及啓発・教育事業を行う場合、植樹・間伐、炭焼きなどの現場体験をツールとして利用することが多く、その際の活動場所は、水源保全地域内であることが多い。
- ・水源保全地域以外の地域において、市民事業支援制度の認知度が低い。

(4) 検討方向

- ・当制度における普及啓発・教育事業の位置付けを再検討する。
- ・制度の認知度を高める取組として、県または県民会議（コミュニケーションチーム及び県民フォーラムチーム）が実施する広報活動の充実を求める。

2 丹沢の中心部での活動への支援

(1) 現状

丹沢の中心部で活動を行う事業の申請件数が少ない。

（富士箱根伊豆国立公園をはじめとする他の自然公園内でも同様に申請件数が少ない。）

丹沢大山国定公園・県立丹沢大山自然公園区域内における活動団体

年度	補助事業者数	
	丹沢大山国定公園及び県立丹沢大山自然公園区域内での活動	左記のうち、中心部（国定公園特別保護区内）での活動
H20年度	8団体、9事業（内訳：森林、森以、普及、調査）	該当なし
H21年度	7団体、8事業（内訳：森林、森以、普及、調査）	該当なし

(2) 想定される原因

- ・丹沢の中心部は、1,500m前後の山が連なる地域であり、活動場所として一般的な場所でない。
- ・自然公園法に基づく国定公園及び県立自然公園条例に基づく県立自然公園区域内では、一定の行為に対しては許可又は届出が必要となっており、活動内容が制限される。
- ・県では、丹沢大山の自然環境の悪化に対して「丹沢大山自然再生計画」を策定し、対策に取り組んでおり、市民団体が当地域で活動するためには、行政との連携・協働が必要となる場合が多く、新たに活動を始めようとする団体にとって活動実施が容易でない。

(3) 丹沢地域で活動する団体と行政との連携・協働の状況

事業	内容	実績
丹沢大山ボランティアネットワーク	丹沢大山で自然環境に関する活動を実践しているボランティア団体の自主的な連携を図り、行政とのパートナーシップのもとで丹沢大山の自然環境の保全に関する活動の推進を図る	現在30団体が参加 (うち21年度市民事業支援補助金補助事業者5団体)
丹沢の緑を育む集い実行委員会 ((財)かながわトラストみどり財団、丹沢大山ボランティアネットワーク、県・市村などで構成)	ボランティア団体との協力・協働事業やボランティア団体活動助成事業を実施 「ボランティア団体活動助成事業」 ・対象：丹沢大山ボラネット会員 ・活動内容：登山道などの利用施設の維持補修、各種調査、森林・植生保全活動 ・助成内容：助成金、苗木配付、物品貸与等	平成20年度助成事業 助成金：5団体 (うち市民事業支援補助金補助事業者3団体) 苗木：3団体
特別対策事業 「丹沢大山の保全・再生対策」	県民連携・協働事業 樹幹保護及び登山道整備等の協働事業を実施することにより、県民と行政の連携を図る仕組みを構築し、県民参加を促進する。	平成20年度から市民団体との協働による登山道整備を実施

(4) 検討方向

- ・他の支援制度との棲み分けにより、団体が自らの活動目的に適合した制度を選択できるように検討を行う。